

1 事業名

所沢市まちづくりセンター設置条例の制定

2 事業の概要

所沢市まちづくりセンターについて、より一層、公民館事業を通じた地域の課題解決や市民の自主的なまちづくり活動を支援する施設とするため、現行の条例を廃止し、新たな条例を定めるものである。あわせて、関係条例の一部改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

群馬県富岡市、神奈川県横須賀市、神奈川県大和市、滋賀県東近江市などにおいて、地域の状況に応じた公民館の見直しが進んでいる。

4 市民参加の実施の有無とその内容

・パブリックコメント手続

実施期間 令和 6 年 5 月 1 日～30 日

意見提出者数 40 人

意見数 86 件

5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法、社会教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第92号 所沢市まちづくりセンター設置条例

◎所沢市公告式条例の一部改正（附則第4条関係）

別表（第2条関係）

掲示場所
略
所沢市小手指まちづくりセンター本館前掲示場
略

別表（第2条関係）

掲示場所
略
所沢市小手指まちづくりセンター前掲示場
略

◎所沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正（附則第5条関係）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

- (1) 公民館の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、公民館のみに係るものを含む。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、同項第3号に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

◎所沢市地区体育館条例の一部改正（附則第6条関係）

（管理）

第4条 地区体育館の管理については、所沢市まちづくりセンター設置条例（令和6年条例第 号）の例による。

（管理）

第4条 地区体育館の管理については、所沢市立公民館設置及び管理条例（昭和45年条例第2号）の例による。

◎所沢市学習等供用施設条例の一部改正（附則第7条関係）

（利用の制限）

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、供用施設の利用を許可しない。

- (1) 略
- (2) 施設等を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 略

（原状回復）

第9条 利用者は、供用施設の利用を終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。

（損害賠償）

第10条 供用施設の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設等を毀損し、又は滅失したときは、市長の認定に基づく損害を賠償しなければならない。

（適用除外）

第11条 供用施設を所沢市まちづくりセンター（所沢市まちづくりセンター設置条例（令和6年条例第 号）第1条に規定する所沢市まちづくりセンターをいう。）の用に供するときは、本条例の規定にかかわらず、所沢市まちづくりセンター設置条例を適用する。

（利用の制限）

第3条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、供用施設の利用を許可しない。

- (1) 略
- (2) 施設等をき損するおそれがあるとき。
- (3) 略

（原状回復）

第9条 利用者は、供用施設の利用を終ったときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。

（損害賠償）

第10条 供用施設の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等をき損又は滅失したときは、市長の認定に基づく損害を賠償しなければならない。

（適用除外）

第11条 供用施設を公民館の用に供するときは、本条例の規定にかかわらず、所沢市立公民館設置及び管理条例（昭和45年条例第2号）を適用する。